

社会福祉法人大宜味村社会福祉協議会

役員等の報酬に関する規程

役員等の報酬に関する規程

平成元年4月1日制定	平成10年3月27日改正
平成20年6月1日改正	平成21年3月28日改正
平成29年6月21日改正	平成29年11月7日改正
令和2年12月24日改正	

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大宜味村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長、副会長については、報酬を支給する。
- (2) 監事については、監査報酬を支給する。

(報酬等の額)

第3条 会長、副会長の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 50,000円
- (2) 副会長 月額 5,000円

2 監査を行った場合の監事の監査報酬は、日額5,000円とする。

3 本会が主催する講習会、研修会等の講師に対する謝礼金は、大宜味村報酬・費用弁償に関する条例により支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長及び副会長に対する報酬等の支給時期は、翌月10日とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する。

2 会長及び副会長が月の途中で就任、退任、又は解任の場合は日割り計算とする。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員等が会長の命を受けて、法人業務を行う場合や理事会及び評議員会、その他会議へ出席した場合には、次のとおり費用弁償を支給する。

- (1) 理事会・評議員会 費用弁償 日額3,000円
- (2) 各種委員会 費用弁償 日額3,000円

2 役員等が本会の用務のために出張する場合の旅費の支給については、本会旅費規程

に基づき支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成10年3月27日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成20年6月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成21年3月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成29年6月21日から施行し、同日から適用する。

附 則

この規程は平成29年11月7日から施行し、平成29年6月21日から適用する。

附 則

この規程は令和2年12月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。